

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 27 年 6 月 3 日 14 : 00 平成 27 年 6 月 3 日 16 : 30
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木孝則
4、欠席した委員	鈴木幸江
5、出席を要求した者	総務課長 天沼恵子
6、職務のため出席した者	議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第 1 平成 27 年第 3 回埴町議会定例会の運営について 第 2 全員協議会の開催について
8、議事の経過	<p>副委員長開会、委員長あいさつ</p> <p>第 1 平成 27 年第 3 回埴町議会定例会の運営について 町長提出議案について</p> <p>委員長：総務課長に町提出議案の説明を求める。 (総務課長が資料により説明)</p> <p>委員長：質疑はあるか。 (「なし」という人あり。)</p> <p>委員長：質疑はこれで終了する。案件は受理することにする。 (総務課長退席)</p> <p>一般質問について</p> <p>委員長：7 名が通告している。事務局から要点のみ説明させる。 (事務局が要点を説明)</p> <p>委員長：質疑はあるか。</p> <p>小林委員：先の研修でも単なる事務の説明を求めるものは好ましくないとされていた。質問の流れの中ではそのような点もあろうかと思う。</p> <p>事務局：事務的見解を求めることに終始することは好ましくないが、最終的に町政を質すための一つとして事務の内容を聞くことはあると思う。</p> <p>委員長：ただ今の件は議長の進行で調整していただきたい。</p> <p>委員長：一般質問は通告通り受理してよいか。 (異議なし)</p> <p>委員長：受理する。</p> <p>請願・陳情等について</p>

委員長：事務局に説明させる。

事務局：請願・陳情を受理しているが、紙の配布はしないでタブレット等でご覧いただくことになっている。また、事務局に原本を備え閲覧できるようにしている。

請願はその写しをお配りした。陳情は13件ある。基本条例では請願陳情に対して真摯に対応としている。13件のうち1件は意見書の提出を求めたもので請願扱いするものともいえるので説明する。(説明省略)

今回から、請願者には希望により説明の機会を与えることになる。

委員長：請願が一件上がっている。内容は、先に陳情されていた件である。数人の議員に紹介議員の要請があったようだが、藤田高志議員が紹介議員になっている。内容から見ると請願にあたるか疑問であるが、受理しなければならないので受理したものである。

また、請願者には説明をする気があるか確認することになる。

事務局：紹介議員から意思確認をしていただくことでよいか。

委員長：そのようでよいか。

(異議なし)

委員長：陳情について、請願扱いするか。

小林委員：これまで陳情は配布のみであった。これまで同様でよいのではないか。

議長：これまでの陳情と違うので請願扱いとしてはどうかということである。

割貝委員：陳情扱いでよいと思う。

鈴木(孝)委員：福島県は原発事故の影響で補償は比較的恵まれている。しかし、他県のことを考えると請願でもよいと思う。

小林委員：陳情でも請願扱いしてよいのか。

事務局：大きく見ると請願も陳情も変わらない。事務的違いがあるだけである。規則では、議長が認めた場合議運に諮って写しを配布することになっている。したがって、通常は請願と同様の扱うのが法の趣旨である。しかし、本議会では、請願と陳情を区分し陳情は内容にかかわらず写し配布としてきた。

小林委員：議長の意思があれば請願扱いとなるのではないか。

委員長：それに対し議運に意見を求められている。

小林委員：陳情であれば配布扱いでよいと思う。

委員長：陳情扱いとし配布するにとどめたい。

(異議なし)

委員長：次に諸般の報告について事務局から説明させる。

事務局：これまで写し配布のみの報告だったものは原本をあらかじめ閲覧していただくようにし、議場配布はしないようにした。代わりに、タブレット端末からも見られるように措置したい。したがって、陳情については一覧表のみ配布したい。

担当課長が変わったので会議の冒頭紹介したい。

委員長：事務局の説明通りでよいか。

(異議なし)

会期・日程について

委員長：事務局から説明させる。

（事務局長が説明）

委員長：質疑、意見はあるか。

（異議なし）

委員長：提案通りの日程に決定したい。

（異議なし）

委員長：その他ないか。

事務局：一般質問のチェックシート（案）を配布した。検証に利用したい。

委員長：質疑等あるか。なければ、説明のとおりでよいか。

（異議なし）

## 第2 全員協議会の開催について

委員長：事務局に説明させる。

（事務局が6月8日各委員会の調査内容の説明を行ってはどうかとの説明）

委員長：説明のとおり開催することでよいか。

委員長：議会初日ではどうか。

事務局：報告前に両委員会の説明をもらうことになっている。

委員長：説明のとおりにしたい。

（異議なし）

委員長：これで議事を終わるが。

小林委員：その他で協議願う。笹原地区の青少年育成にかかわる団体の長を議員がやっている。町政に直接関係するものではないので問題ないが、町民から長く長を務めるのは問題ではないかと話があった。この件を、全協で協議できないか。

委員長：小林委員から過日そのようなことの話があった。その時点で協議は必要ないと判断したが、ここで提案されたので委員の意見を伺う。

鈴木（孝）委員：町に関係する団体なので議員は控えたほうがよいと思うが議会で問題にすることではない。議長や委員長からこのような話があると伝えればいいのではないか。

割貝委員：団体で選出されたもの。

議長：高城でも長く務めた方がいたが、その団体で解決した。団体の問題。議会がかかわるのはおかしい。

委員長：議会の関与はおかしい。まして、再選されたばかりと聞く。

委員長：これで終わる。

副委員長 閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長